

# 西夏の土着信仰に関する一考察

大西 啓司

## はじめに

10世紀、現在の中国 寧夏回族自治区、甘肅省を中心とする地域にチベット系タングート(党項)人を中心とした国家である西夏(982～1227年)が誕生し、モンゴルによって1227年に滅ぼされるまで独立を保った<sup>(1)</sup>。西夏では仏教が厚く信仰され、その領域には仏教の隆盛を髣髴とさせる遺跡、遺物が数多く残された。1900年代初頭、ロシアのコズロフ探検隊によってカラホト遺跡(中国内モンゴル自治区エチナ旗)から大量の西夏語経典が発掘された。これまでの西夏研究は、それらの西夏語仏教経典、西夏語に関する研究を中心として進められ、近年では歴史学的見地からの研究も増えつつある<sup>(2)</sup>。だが西夏に於ける仏教隆盛の要因、即ちなぜ西夏に於いて仏教が隆盛していたのかという問題は、なお検討すべきものとして現在に残されている。

筆者はこの問題を考えていく上での基礎的な作業として、仏教が隆盛していた当時の西夏社会が、どのような社会であったかということをもまず明らかにしておく必要があると考える。

西夏では仏教、儒教、道教なども取り入れられたが、その国内には土着信仰と呼びうるものもなお存在していた。岡崎精郎(1956)は漢籍史料を用い、西夏の土着信仰について研究したものであり、西田龍雄(1988～1990)は西夏語文献中に見られる西夏の土着信仰に関する記述を紹介している。近年では湯開建(2005)の中で西夏の土着信仰の概略が述べられている。これらの先行研究により西夏における土着信仰の存在が知られるようになっているが、西夏の土着信仰に関する漢籍、西夏語文献の記述を総合的にまとめたうえで、仏教隆盛の背景にあった西夏社会の実態について検討したものは管見の限り見られない。そこで本稿では先行研究の成果を踏まえつつ、西夏文字を韻母別に分類し文字の構成要素、字義を解説した総合的西夏語字典『文海<sup>(3)</sup>』(1124～1131年出版、官刻本〈西夏政府による刊行物〉)、格言集『新集錦合道理<sup>(4)</sup>』(1176～1187年出版、私刻本<sup>(5)</sup>〈民間の出版物〉、以下『道理』)、類書(百科辞典)『聖立義海<sup>(6)</sup>』(以下『義海』)(1183年出版、官刻本)、法典『天盛旧改新定禁令<sup>(7)</sup>』(以下『天盛』)(1149～1169年に制定、官刻本)などのカラホト出土西夏語文献<sup>(8)</sup>に見られる西夏に於ける土着信仰に関する記述を見ていきながら、それらが出版、制定された時代に於いて西夏がどのような社会であったのか、その一端をうかがってみたい<sup>(9)</sup>。

## 1 西夏に於ける神信仰

北宋の人、沈括(1031～1095年)の撰じた随筆集『夢溪筆談』巻18、技芸篇には西夏の風

## —西夏の土着信仰に関する一考察—

習について「西方異民族の風習では居住区の中心の部屋に、常に一空間を設けて鬼神を祀り、そこには座ろうとしない。これを「神明」という<sup>(10)</sup>」と述べられる。

また『宋史』巻486、夏国伝（中華書局標点本 p. 14029）には「機鬼<sup>(11)</sup>を篤信し、詛祝を尚ぶ<sup>(12)</sup>」と記されている。このように漢籍史料によれば西夏では「鬼神、機鬼」が信仰されていたと伝えられ、『宋史』夏国伝（中華書局標点本 p. 13995）に西夏皇帝 景宗（李元昊<sup>(13)</sup>、在位 1032～1048年）がその即位、出兵に際して「祠神」に詣でたということが記されていることと、「神鬼、機鬼」信仰との関連が岡崎（1956, 320）により指摘されている。

『義海』巻5「人立ちて名を為す」の「鬼神が守護する」という項目には、「徳の高い行いを追求するならば、善神が守護し損害を無くす（ИНВ. No. 145 2614 (33-1)）」という記述が見られ、ここから西夏では徳の高い行いを追求するならば「善神」の守護が得られると考えられたことが分かる。また『文海』にも「神（綬）は守護神なり。神（豨綬）なり。神（綬）なり。守護者を言うなり（『文海』：254）」、あるいは「神（綬）は神（綬輓）である。守護者を言う（『文海』：10）」と記されているように、西夏では「神」が守護者とされていた。

また『文海』には、「ミは護羊神なり。羊を守護する神である（『文海』：181）」という記述が見られ、『義海』巻1「8月の名前、意味」の「穀物の神を供養する」という項目には「秋には普通、穀物をすりつぶす時に穀物の神ビジュを供養する（ИНВ. No. 143 684）」というのが見られる。

西夏皇帝 仁宗（李仁孝、在位 1139～1194年）時代の乾祐7年（1176）、甘州（中国 甘粛省 張掖市）に立碑された漢蔵合璧碑文「西夏黒水橋碑<sup>(14)</sup>」の漢文面には「山神、水神、龍神、樹神、[土]地諸神等」という文言が見られ、蔵文面にも「…の神と、龍の神と、樹神・土地神など…朕（仁宗）の勅命を聞け<sup>(15)</sup>」と記され、これらの神への信仰が示されている<sup>(16)</sup>。またその信仰が公式に認められていたと佐藤 貴保・赤木 崇敏・坂尻 彰宏・呉 正科（2007, 33）によって指摘されている。

皇帝の権威を損なう、あるいは侮辱する行為についての罰則を記す『天盛』巻1「大不恭門」には「守護神、天神を盗んだり壊したりすること」に対する罰則が定められている（ИНВ. No. 2570 4187 (30-26)）。ここから西夏には「守護神、天神」の像が存在し、それらが信仰の対象となっていたことが分かる。

また尊崇、信仰の対象とされる事物、特に墳墓の盗毀に対する罰則を定めている『天盛』巻3「盗毀仏神地墓門」には、「諸々の人々には仏像、神廟（綬瞻）、道教の像、天尊、孔子の肖像画などを盗んだり、壊し損なってしまうこと等は許さない（ИНВ. No. 169 (46-36)）」という条文が見られる。また『天盛』巻11「為僧道修寺廟門」にも「諸々の寺廟、官堂、神廟（綬瞻）の中に人々が泊まる……ことは許さない（ИНВ. No. 176）」と記されており、「寺廟」などと共に「神廟」が記されているところから見て、西夏に於いて「寺廟」と共に「神廟」が存在していたことが分かる。そして、恐らくこの「神廟」とは「天神、守護神」などの「神」を祀っていた場所であると考えられる。『天盛』巻6「軍人使親礼門」には「諸人には宴を設けて神を祭る、葬儀（をする）、子供を産む、家を分ける時、（以下略）、（ИНВ. No. 160 (34-15)）」という記述が見られ、『道理』にも「宴を設けて神を祭るなら羊を屠る。敵が来たら追って牝馬に乗る（ИНВ. No. 765 (31-9)）」とあり、人々が宴を設けて「神」を祀っていた様子がうかがわれる。

また『天盛』巻19「畜患病門」には「神馬、祭牛、神牛」などの突然の病気や死亡に関する規定が記されている。そこには毎年4月3日、「古い宮殿」内の「天聖」のもとに送る「(祭祀用の)神馬、祭牛、神牛」が死んだ場合、それらに「神の文字<sup>(17)</sup>の跡」があるときには「官巫<sup>(18)</sup>」の派遣を要請し、「官巫」によって祭祀を行うよう定められている<sup>(19)</sup>。法典である『天盛』にこのような条文が見られることは、この法典が制定された時代(即ち仁宗時代)に於いても、西夏では「神」が畏敬される存在であったことを示しているといえる。

## 2 西夏に於ける天信仰

西夏に於いて「天神」が信仰され、その像が祀られていたことは先述した通りである。そもそも西夏建国以前のタングート人について記している『隋書』巻83、党項伝(中華書局標点本 p. 1845)の記述には、「三年に一たび聚會し、牛羊を殺して以て天を祭る<sup>(20)</sup>」とあり、ここからタングート人の天信仰がうかがえることが指摘されている<sup>(21)</sup>(岡崎 1956, 321)。

『文海』の「天(駁)」の字義説明を見てみると、「天(駁)は天聖(駁焮)なり。賢聖(斂刳)なり。聖なるものの宮殿なり。聖靈(斂殺)なり。ヒャン(儼)なり(『文海』:198)」という記述が見られる。更に『義海』の記述を見てみると、巻1「天の名前、意味」には、「天(駁)はもし人が悪行を為せば、即ち災難にあわしめる。善行を為せば即ち幸福を得る(инв. No. 143 684 (10-6))」というものも見られる。このように『文海』『義海』の記述からは西夏において天が神聖なものと看做されて信仰されていたことが分かる<sup>(22)</sup>。『旧唐書』巻196上、吐蕃伝(中華書局標点本 p. 5220)に拠れば、古代チベット(吐蕃)でも「天地山川日月星辰の神」、「天神」が信仰されたと漢籍史料には記されているが、ここから西夏に於いても同じ信仰がもたれていたことが分かる。更に西夏の天信仰に関連して『義海』巻1「9月の名前、意味」には次のような記述が見られる。

9月は戌に属する<sup>(23)</sup>。天王(斂席)は国を巡検する。皇帝、庶民が良い行いをすれば、高いところの霜や露は損なわれず、柴草の果実が熟する(月のことを)言う(инв. No. 143 684 (10-8))。

これによれば9月は「天王」が国を巡検する月とされ、皇帝や庶民の行いが良いものであれば草木の実が熟すとされている。また同巻には

9月15日は賢聖の集まる日。禪が穏やかに生ずる日。皇帝の徳と民の孝により、天王(斂席)に願う(инв. No. 143 684 (10-8))。

とあり、9月15日には皇帝の徳、民の孝でもって「天王」に加護を願ったとされている。これらの記述から西夏に於いて「天王」が人々の信仰の対象となっていたことが、佐藤・赤木・坂尻・呉(2007, 25)によって指摘されている。この「天王」が何者であるかについては現在のところはっきりと分かっていないが、『義海』から「天王」に関する記述を探してみると、『義海』巻5「孝によりて吉祥の名を成す」に、

## —西夏の土着信仰に関する一考察—

昔、親孝行な子供が母に孝行した。母は常に菜の露を食べた。冬になり青菜が無くなっても、母は青菜を食べたいと望んだので、子供は困って泣いてしまった。すると天王（黠𑖅）が目の前に現れ、孝行な子供に青菜を与えた（ИHB. No. 145 2614 (33-14)）。

という記述が見られる。この記述内容と先の「天王」に関する記述を鑑みるならば、西夏では善行、孝行を為すことによって「天王」の加護が得られると考えられていたことがうかがわれる。

また『文海』の「祀る（𑖅）」という文字の説明には諸仏、土地神、大神などと並んで「賢聖（𑖅𑖅）」を祀ることを言うと言われていた。「祀る（𑖅）」の字義説明にも「祭る（𑖅）は祭る（𑖅）なり。祈るなり。諸仏、賢聖、地神、大神などを祭祀し、香（を焚いたり）供え物をする事の意である（『文海』：261）」とされ、西夏では諸仏、地神、大神と並び「賢聖」が祀られていたことが分かる。「賢聖」について西田（1988-89, 427）は根拠不明ながら「祖先神」とし、佐藤・赤木・坂尻・呉（2007, 25）は、何者であるかは不明としている。『文海』、『文海雑類』を見てみると「賢聖」は「天（𑖅）<sup>(24)</sup>」、「ヒャン（𑖅）<sup>(25)</sup>」、「聖（𑖅）<sup>(26)</sup>」と同義であるとされている。ここから「賢聖」は「ヒャン（𑖅）」や「聖（𑖅）」と同義の存在であり、天と関連する神聖な存在であることが分かる。

また先述した『天盛』巻19「畜患病門」には「神馬、祭牛、神牛は毎年4月3日冬夏を分かつとき、古い宮殿内の天聖の下に送らん」という記述が見られる。この「天聖」が具体的にどのようなものであるかは不明だが、「天（𑖅）+聖（𑖅）」という単語の成り立ちからして、史・聶・白（1994, 437）や Кычанов（1987-1989, 178）の解釈するように、「天神」、あるいは「天の聖なるもの」であると考えられ、西夏で毎年4月3日に行われた儀式は天信仰と関連するものといえる。このように「天王」、「賢聖」、「天聖」への信仰が『文海』、『義海』、『天盛』に記されていることから、それらが出版された当時の西夏に於いて、天信仰が存在したことをうかがい知ることが出来る。

### 3 巫者（シャーマン）、呪術について

『宋史』巻486、夏国伝下（中華書局標点本 p. 14029）にはタングート人の戦闘の慣習に関して、「（タングート人は）戦闘に於いて敗走することを恥とはせず、破れたならば三日後に再びその破れた場所に戻ってくると人馬を捉えて射る、もしくは草で作った人形を縛って皆で射てこれを「殺鬼招魂」と称した<sup>(27)</sup>」とある<sup>(28)</sup>。

また『遼史』巻115、西夏外記（中華書局標点本 p. 1523）には、その風俗として「病める者は醫薬を用いず、巫者を召して鬼を送らしむ。西夏語巫を以て「厮」と為す也<sup>(29)</sup>」と記されている<sup>(30)</sup>。これは『宋史』巻492、吐蕃伝（中華書局標点本 p. 14163）に青唐吐蕃の風俗を述べて「醫薬を知らず、疾病あらば巫覡を召して之を視しめ、柴を焚き鼓を撃す。之を「逐鬼」と謂う<sup>(31)</sup>」という記述が見られるように、この「鬼を送る」「逐鬼」という風習は青唐吐蕃、タングート人に共通したものである（張雲 1989, 125）。

漢籍史料の中で「鬼を送る」とされている巫者について『文海』の説明を見ると「供養、守

## —西夏の土着信仰に関する一考察—

護するものである（『文海』：302）、「邪悪なものを駆除するものである（『文海』：259）」と説明され、『文海雑類』にも「巫術を為すなり。鬼を追い払う者を言うなり（『文海』：350）」と記されているように、巫者は鬼を払い、人々を守護する存在とされた。『西夏書事<sup>(32)</sup>』（巻27, 42）には大旱魃や不祥の際、官を派遣して祈らせたという記述が見られ（岡崎1956, 322）、先の『天盛』「患畜病門」にも「官巫」の派遣について言及されていた。また『天盛』巻7「殺葬賭門」には、罪人の埋葬に巫者（小巫<sup>(33)</sup>）が関わっていること、「局分処（役所）」に告げずに埋葬した場合、埋葬の際に呪術を行った巫者は処刑（絞殺）されることが記されている。この『天盛』の記述からは当時の西夏社会に於いて、巫者の呪術が重要なものと見なされていたことがうかがえる。

前述したように『宋史』夏国伝によればタングート人は「詛祝（呪）を尚ぶ」とされている。「呪（詛）」という字について『文海』の記述を見てみると、「呪（詛）は呪詛の声である。呪詛なり。穴の上で罵言するものである（『文海』：302）」という記述や、「齋（穴）」の字義について「鬼に対して呪う所を埋めたものをいう（『文海』：177）」という記述が見られる。これによるとタングート人は呪うために穴の上で罵ったり、呪ったところを埋めたりしていたことが分かる。

この「呪詛」は『新唐書』巻216上、吐蕃伝（中華書局標点本 p. 6072）にその風俗として「呪詛に習れる（習呪詛）」と述べられ、『宋史』巻492、吐蕃伝（中華書局標点本 p. 14163）にも「呪詛を信じ、或いは以て決事す（信呪詛、或以決事）」と記されていることから分かるように、古代チベットと共通した慣習である。「呪詛」に関して『天盛』には幾つかの記載が見られる。『天盛』巻11「矯誤門」には「呪術、法事」を以て人を殺す、あるいは傷つけた場合の罰則が定められている<sup>(34)</sup>。また『天盛』「矯誤門」には、「諸々の人々には教道（教え導くこと？）および呪術、漢語……等を行うことを許さない（инв. No. 176 (49-8)）」というもののや、「諸々の婦人には男の人のところへ行って呪術を為したり、食物の中に雑物を撒き散らすことは許さない（инв. No. 176 (49-9)）」という条文が見られるように、これらの条文からは、『天盛』制定当時の西夏社会で「呪術」が一般的に行われていた様子がうかがわれる。

## おわりに—崇宗、仁宗の時代と土着信仰—

以上に見てきたように、カラホト出土西夏語文献『文海』、『義海』、『天盛』、『道理』、そして石刻史料の記述からは西夏の土着信仰に関する様々な記載を見出すことが出来る。『文海』は崇宗（李乾順、在位1086～1139年）、『義海』、『天盛』、『道理』は仁宗時代に刊行、制定されたものである。ではこの時代はどのような時代であったのだろうか。

崇宗、仁宗時代（11世紀末～12世紀末）には、孔子を文宣帝として祀ること、「太漢太学（漢語で教える官僚養成機関？）」を重んじること、「内学」を作り儒者に運営させることなどの儒教教育振興策が積極的に推進された。この時代、北宋の南遷によって西夏は北宋と国境を接することがなくなり、代わって華北を支配した金に対しては友好政策をとったことで、対外的に概して平和な状態にあった。そのことにより国力が充実し、西夏文化の隆盛期を迎えたといわれる（中島敏1936, 413-416）。しかし、松澤博（1982, 323）は、一方で仁宗の時代は地震や飢

## —西夏の土着信仰に関する一考察—

饑、そして反乱などにより、国内的には政権が安定せず、絶えず政権崩壊の危機<sup>(35)</sup>に瀕していたことを指摘している。

文化的には西夏語—漢語用語集『番漢合時掌中珠<sup>(36)</sup>』や類書『類林』、兵法書『六韜』など漢籍の西夏語訳、司馬光(1019～1086年)など宋の人物の文章を抜粋して西夏語訳した官箴書『德行集』などが刊行されるなど、西夏の支配者層、知識人が儒教思想をはじめとする漢文化に高い関心を持ち、それらを旺盛に受容しようとした時期である(佐藤 2006, 123)。またチベットよりカルマカギユ Karma bka' rgyud 派の祖師ドゥースムケンパ 'Dus gsum mkhyen pa (1110～1193年)の弟子ツァンポワコンチョクセンゲ gTsang po ba dKon mchog seng ge (?～1218/1219年)を迎えチベット仏教が伝播した<sup>(37)</sup>。そして、チベット語や漢語から西夏語に訳された仏典、漢語仏典が多数刊行された。仁宗時代は現存する西夏語訳經典の殆どがこの時代に翻訳、もしくは校訂されるという西夏最大の訳経、校訂期であった(松澤 1986, 24)。また、仁宗の時代の乾祐 15年(1184)には西夏語、漢語仏典 5万 1千余巻が印造され、またそれと同数の仏画、数珠が製作され、官吏、僧、民間に施された。その 5年後の乾祐 20年(1189)には 7昼夜に及ぶ大法会が挙行され、西夏語、漢語仏典 10万巻が印造された。

そのような時代であったにも関わらず、崇宗、仁宗時代に刊行、制定された官刻本『文海』、『義海』、『天盛』、私刻本『道理』の記述中に土着信仰に関する様々な記載を見出すことが出来、また「西夏黒水橋碑」の中で仁宗の名に於いて、神霊に対して呼びかけている文言が見られることは、崇宗、仁宗時代の西夏社会では、恐らく支配者層や一般民衆を含め、なおも土着信仰が根強い影響力を持って存在していたことを示しているのではないだろうか。西夏語、漢籍史料の記述からはそういったことが読み取れるといえるだろう。

## 略号表・史料

『夏漢』(李範文 1997)

『俄藏』(史・魏・克恰諾夫 1996–2007)

『義海』『聖立義海』(『俄藏』10巻収録)、中国語訳(克恰諾夫・李・羅 1995)、ロシア語訳(Кычанов 1997)。

『金史』(元)脱脱等撰、中華書局、1975年。

(後晋)劉昫等撰、中華書局、1975年。

『新唐書』(宋)歐陽修・宋祁撰、中華書局、1975年。

『隋書』(唐)魏徵、長孫無忌等奉勅撰、1973年。

『宋史』(元)脱脱等撰、中華書局、1985年。

『天盛』『天盛旧改新定禁令』(『俄藏』8巻収録)、ロシア語訳(Кычанов 1987–1989)、中国語訳(史・聶・白 1994; 2000)。

『道理』『新集錦合道理』(『俄藏』10巻収録)、中国語訳(陳 1993)。

『文海』(史・白・黄編 1983)

『夢溪筆談』(宋)沈括著、胡道静校証『夢溪筆談』上海古籍出版社、1987年。

『遼史』(元)脱脱等撰、中華書局、1974年。

инв. ロシア科学アカデミー東方文献研究所資料整理番号。

KG dPa' bo gtsug lag phreng ba. *Chos 'byung mkhas pa'i dga'ston*. Mi rigs dpe skrun khang. 2006

## 文献表

荒川 慎太郎

1997 「西夏語通韻字典」『言語学研究』16, pp. 1-151。

1999 「夏蔵対音資料からみた西夏語の声調」『言語学研究』17-18, pp. 27-43。

岡崎 精郎

1956 「西夏の民族信仰について」『古代学』5-1, pp. 12-21。(後「タングートの民族信仰について」と改題して〔岡崎 1972: 319-335〕に再録, 頁数はこれに拠った)

1972 『タングート古代史研究』東洋史研究叢刊

佐藤 貴保

2003 「西夏法典貿易関連条文訳注」『シルクロードと世界史』大阪大学 21 世紀 COE プログラム, pp. 197-256。

2006 「西夏の用語集に現れる華南産の果物—十二世紀後半における西夏貿易史の解明の手がかりとして—」『内陸アジア言語の研究』21, pp. 93-127。

2008a 「西夏の二つの官僚集団—十二世紀後半における官僚登用法—」『東洋史研究』66-3, pp. 34-66。

2008b 「ロシア所蔵西夏文『天盛禁令』刊本の未公開断片」『西北出土文献研究』6, pp. 55-62。

佐藤 貴保・赤木 崇敏・坂尻 彰宏・呉 正科

2007 「漢蔵合璧西夏「黒水橋碑」再考」『内陸アジア言語の研究』22, pp. 1-37。

史 金波

1999 「西夏文書と西夏史」『史滴』21, ソーハン・ゲレルト 訳, pp. 49-55。

島田 正郎

2000 「西夏法典初探—その九, 官牧—」『法律論叢 (明治大学)』73-1, pp. 87-145。(再録:〔島田 2003〕, 頁数はこれに拠った)

2003 『西夏法典初探』創分社

中島 敏

1936 「西夏に於ける政局の推移と文化」『東方学報』6 (再録:『東洋史学論集—宋代研究史とその周辺—』汲古書院, 1988 年, pp. 399-423, 頁数はこれに拠った)

西田 龍雄

1988-1990 「西夏王国の文化」『出版ダイジェスト』二玄社。(〔西田 1997〕に再録, 頁数はこれに拠った)

1989a 「西夏語」『言語学大辞典』2, 三省堂, pp. 408-429。

1989b 『西夏文字の話』大修館書店

1997 『西夏王国の言語と文化』岩波書店

松澤(野村) 博

1982 「西夏文『新集錦合道理』について」『小野勝年博士頌寿記念東方学論集』龍谷大学東洋史学研究会, pp. 317-357。

1986 「西夏仁宗の訳経について—甘肅省天梯山石窟出土西夏経を中心として—」『東洋史苑』26/27, pp. 1-31。

間野 英二

2007 「パールの神」『龍谷大学論集』469, pp. 79-115。

向本 健

2006 「西夏の仏教とその政治的背景」『大谷大学大学院 研究紀要』23, pp. 113-135。

2007 「西夏における黒水城と敦煌の仏教文化について—弥勒信仰をてがかりに—」『黒水城人文与環境研究—黒水城人文与環境国際学術討論会文集』中国人民大学出版社, pp. 354-369。

## ——西夏の土着信仰に関する一考察——

護 雅夫

- 1985 「突厥の信仰」『三上次男博士喜寿記念論文集』三上次男博士喜寿記念論文集編集委員会編 pp. 304-319 (再録：[護 1992])  
 1992 『古代トルコ民族史研究』2

## (中文)

克恰諾夫·李 範文·羅 矛昆

- 1995 『聖立義海研究』寧夏人民出版社

史 金波

- 1988 『西夏仏教史略』寧夏人民出版社  
 2004 「二十世紀西夏宗教研究」『二十世紀西夏学』寧夏人民出版社, pp. 86-102。  
 2007 『西夏社会』上·下, 上海人民出版社。

史 金波·魏 同賢·E.И. 克恰諾夫 編

- 1996-2007 『俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所藏黑水城文獻』上海古籍出版社, 1 ~ 12 卷。

史 金波·白 濱·黃 振華 編

- 1983 『文海研究』中国社会科学出版社

史 金波·聶 鴻音·白 濱 訳

- 1994 『中国珍稀法律典籍集成 甲編第五冊 西夏天盛律令』科学出版社

史 金波·聶 鴻音·白 濱 訳注

- 2000 『天盛改旧新定律令』法律出版社

沈 衛榮

- 2007 「宗教信仰和環境需要：十一至十四世紀藏伝密教于黑水城地区的流行」  
 『黑水城人文与環境研究—黑水城人文与環境國際學術討論會文集』中国人民大学出版社,  
 pp. 310-327。

張 雲

- 1989 「論吐蕃文化对西夏的影響」『中国藏学』1989-2, pp. 114-131。

張 迎勝

- 2006 「西夏人的天神崇拜」『西夏研究』第3輯, pp. 290-299。  
 2008 「西夏人的自然崇拜管窺」『第三屆西夏学國際學術研究会論文集』pp. 85-90。

陳 永勝

- 2006 『西夏法律制度研究』民族出版社

陳 炳忠

- 1993 『西夏諺語』山西人民出版社

湯 開建

- 2005 『党項西夏史探微』允晨文化

白 濱

- 1983 「《文海》所反映的西夏社会」『文海研究』pp. 31-64。

李 範文

- 1997 『夏漢字典』寧夏人民出版社

## (歐文)

Clouston, G.

- 1972 *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*. Oxford.

Kværne, P.

- 2000 *The Study of Bon in the West: Past, Present and Future. New Horizons in Bon Studies*.



## —西夏の土着信仰に関する一考察—

Кычанов, Е. И.

1987–89 *Измененный и заново утверждённый кодекс девиза царствования небесное процветание* (1149–1169).

4том.Москва.

1997 *Море значений, установленных святыми*. Санкт-Петербург.

Nebesky-Wojkowitz.

1956 *Oracles and Demons of Tibet*. The Hague.

Roux, J. P.

1956 Tängri. Essai sur le ciel-dieu des peuples altaïques. *Revue des l'histoire des religions*, Tome CXLIX et Tome CL.

Stein, R. A.

1951 Mi nyag et Si-Hia. Géographie historique et légendes ancestrales. *Bulletin de l'École française d'Extrême-Orient*, pp. 223–265.

## 注

- (1) 西夏の成立年代については諸説ある。一般的には李元昊が「大夏皇帝」を自称した1038年説が採られているが、本稿では佐藤貴保（2003, 198）に従い実質的な建国年代といえる982年説を採ることとする。
- (2) 最近では西夏語法典を利用した佐藤（2003; 2006; 2008ab）、小野裕子（2008）などの研究が発表されている。
- (3) 『文海雑類』、『文海宝韻』など幾つかのバージョンが存在する。『文海』に見られる西夏の土着信仰に関する語彙については（白濱1983）の中で紹介されている。
- (4) 松澤博（1982, 317）はこの文献について「タングート族、或いは西夏国の市井での金言、俚諺といった土俗的な物を詩文型式まで高めた物」と述べている。西田（1982, 342）によって指摘されているように、この文献は表現が簡潔であり格助詞などは省略されることが多く、内容のつながりを読み取ることが難しい。しかし、西夏の一般社会を知る上で第一級史料であることは松澤（1982, 343）の指摘するとおりである。
- (5) 松澤（1982, 332）は私刻本について、啓蒙書としての使命をもって、官刻本の内容が余りにも高度で到底理解できない階層が十分理解出来るような内容を主として編纂されたと述べている。
- (6) 全15巻の内一部を欠くものの西夏の自然、社会状況が詳述されており、西夏の歴史や社会を研究する上で重要な史料とされている（史金波1999, 54）。
- (7) 目次2巻、本文全20巻、条文総数1400余条、西夏語で記される。分野別に関連する規定を「門」ごとにまとめ、条文が簡条書きで並べられる。複数の写本のほか刊本（胡蝶装）が現存し、専ら研究には刊本が用いられる。西夏の法制、社会、経済史の実像に迫るための重要な文献であると指摘されている（佐藤2003, 199）。
- (8) これらの文献は現在ロシア科学アカデミー東方文献研究所（旧東方学研究所サクト＝ペテルブルク支部）に収蔵されており、写真版が『俄蔵』シリーズの中で公開されている。
- (9) 本稿における西夏語推定音の表記は荒川慎太郎（1997; 1999）に依り、西夏語文献の引用は発表者自身の和訳を用いる（工具書としては『夏漢』を使用した）。使用した版本、参照した訳本は「略号表、史料」の項目にまとめて記載した。なお西夏文字には今昔文字鏡フォントを使用した。
- (10) 蓋し西戎の俗、居る所の正寝、常に中の一間を留めて以て神鬼を奉じ、敢えて之に居らず。之を神明と謂う。（蓋し西戎之俗、所居正寝、常留中一間以奉神鬼、不敢居之。謂之神明。）（上海古籍出版社本 p. 613）
- (11) この「機鬼」とは「自然中に存在する神」を意味すると考えられる。
- (12) 篤信機鬼、尚詛祝。（なおここに見られる「祝」は「呪」の誤りであると考えられる）。

## —西夏の土着信仰に関する一考察—

- (13) 西夏皇帝を輩出するタングート平夏部嵬名氏族は9世紀前半までは拓跋という氏族名を名乗るが、黄巢の乱鎮圧の功により唐朝より李姓を賜る。李元昊は自らの姓名を「嵬名吾祖」と改めたと『宋史』夏国伝には記されている（中華書局標点本 p. 13993）。西夏皇帝が発願者となった仏典では西夏文、漢文仏典ともにみな嵬名姓のみを称している。
- (14) 現在、張掖市甘州区博物館に収蔵されている。この「西夏黒水橋碑」の詳細に関しては佐藤・赤木・坂尻・呉（2007）を参照。
- (15) [...i lha dang/ [k]lu [i]lha dang /shing [sa] lha la sogs pa...[.../bdag]gi bka' nyon cig
- (16) 「西夏黒水橋碑文」の碑文テキスト、訳は佐藤・赤木・坂尻・呉（2007, 8-23）のものに拠った。またこの碑文に見られるような西夏に於ける自然崇拜については張迎勝（2008）を参照。
- (17) 西夏語原文の語順は「神（𐽀）」「文字（𐽁）」の順である。
- (18) 西夏語原文の語順は「官（𐽂）」「巫者（𐽃）」であり、史（2007, 815）の解釈するように「官に属する巫者」という意味と考えられる。
- (19) 『天盛』の条文に土着の信仰が反映されていることについては、楊（2003, 247-253）、史（2004, 100）が指摘している。
- (20) 三年一聚會，殺牛羊以祭天。
- (21) 張雲（1989, 19）は、この記述と漢籍史料に見られる吐蕃の祭祀との類似を述べ、西夏文化におけるボン教の影響について言及している。西夏における天神信仰については張（2006）を参照。
- (22) 例えば突厥などでも「天」を意味する「テングリ Tängri」という言葉が「空，天」，「天神」の両義で用いられ、天そのものが神とみなされた。テングリについては Roux, J. P. (1956) Clauson, G (1972, 523-524) 護雅夫（1985）、間野英二（2007）等を参照。
- (23) 『義海』の記述によると8月は酉，10月は亥，11月は子，12月は丑に属す。なお西夏の十二支は寅→卯→辰→巳→午→未→申→酉→戌→亥→子→丑の順に進む（西田 1988-89, 356）。
- (24) 『文海』には「天（𐽀）は天聖（𐽁）なり。賢聖（𐽂）なり。聖なるものの宮殿なり。聖靈なり。ヒャン（𐽃）なり。（『文海』：194）」とある。
- (25) 『文海』には「ヒャン（𐽃）は賢聖（𐽂）なり。神（𐽄）なり。聖なるものの宮殿なり。（『文海』：192）」と記されているように「ヒャン（𐽃）」は「賢聖（𐽂）」，「神（𐽄）」，「聖なるものの宮殿」と同義とされる。
- (26) 『文海雜類』には「聖（𐽅）は聖なるものの宮殿なり。賢聖（𐽂）なり。神なり。聖靈（𐽆）なり。天聖（𐽁）なり。ヒャン（𐽃）なり。（『文海』：330～331）」とある。
- (27) 奔遁するを耻とせず，敗れば三日にして，輒ち復た其の處に至り，人馬を捉えて之を射，號して「殺鬼招魂」と曰う。或いは草人を縛りて地に埋め，衆もて射て還る（不恥奔遁，敗三日，輒復至其處，捉人馬射之，號曰「殺鬼招魂」。或縛草人埋於地，衆射而還）
- (28) 『遼史』卷115，西夏外記にも「若し人馬を獲ると，之を射，號して殺鬼招魂と曰う。或いは草縛の人を射つ（若獲人馬，射之，號曰殺鬼招魂。或射草縛人）」（中華書局標点本 p. 1524）という記述が見られる。
- (29) 病者不用醫藥，召巫者送鬼。西夏語以巫為「𐽇」也。
- (30) 西田（1999, 427）は、この「𐽇」を西夏語の「清浄な（𐽈）」に比定する。
- (31) 不知醫藥，疾病召巫覡視之，焚柴聲鼓，謂之「逐鬼」。
- (32) （清）吳広成 撰，道光5年（1825）に刊行された。881年～1231年までの西夏の事績を編年体で記している。内容に現在散逸して伝わっていない史料を含むものの、その出典が明示されていない為に使用には注意を要する。
- (33) 西夏語原文の語順は「巫者（𐽇）」「小さい（𐽉）」であり、史・聶・白（1994, 371）は「小巫」と解釈する。恐らく「身分の低い巫者」を意味するのではないかと考えられる。
- (34) 『天盛』卷1「為不道門」には故意の殺人，傷害に関する規定が記されている。これによると加害者，もしくは被害者が爵位を持つか否か，殺人の場合は殺された人数，傷害の場合は傷の程度により量刑が決定されている。これについては島田正郎（2003, 61-67）佐藤（2003, 218）を参照。

## —西夏の土着信仰に関する一考察—

- (35) 『宋史』 卷 486, 夏国伝 (中華書局標点本 p. 14024) によれば, 西夏は大慶 1 年 (1140) に飢饉, 同 4 年 (1143) に大地震と飢饉に襲われた。また『金史』 卷 134, 西夏伝 (中華書局標点本 p. 2869) には「初め, 仁孝 (仁宗) 嗣位するや, 其の臣 屢々亂を作す (初, 仁孝嗣位, 其臣屢作亂)」と記されている。
- (36) 『番漢合時掌中珠』 が西夏国内のタングート人と漢人の意思疎通の為に編纂されたものであることについては, 佐藤 (2006, 95-102) を参照。
- (37) これに関してはパウオツクラテンワ dPa' bo gtsug lag phreng ba (1504 ~ 1566 年) 著『智者の喜宴 *Chos 'byung mkhas pa'i dga'ston.*』 (1545 ~ 1564 年成立) (KG: 722) に記されている。西夏における蔵伝仏教については史 (1988, 50-57), 沈衛荣 (2008) を参照。